

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局旅客課長

福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて

福祉有償運送の運送の区域については、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の4第2項の規定により、旅客の発地及び着地のいずれもがその運送の区域外に存する旅客の運送をしてはならないとされているが、今般、「道州制特別区域基本方針」（平成21年3月27日一部変更について閣議決定）別表3（別添1参照）において、福祉有償運送に係る運送の区域に関して、「道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の4第2項に規定する運送の区域に関し、予め設定された運送の区域と関連が認められる一定の場合については、運送を可能とするため、通達の所要の改正等を平成21年度中のできるだけ早期に行う。」こととされたところである。

については、今後、福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて、下記のとおり取り扱うこととするので、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、別添2のとおり、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

記

1. 特例として認められる運送

当該運送の形態、それまでの当該旅客に対する運送の実態、当該旅客の居住地の状況など、個別具体の事例を踏まえて総合的に判断し、予め定められた運送の区域に旅客の運送の帰属性が認められるものは、運送の区域の特例としてこれを認めることとする。例えば、別紙で掲げた事例は、予め定められた運送の区域に旅客の運送の帰属性が認められるものと考えられる。

なお、旅客の運送の帰属性の判断において疑義が生じた場合は、事前に本省に照会することとされたい。

2. その他

本取扱いは、福祉有償運送における運送の実態を踏まえ、運送の区域の特例的な取り扱いを定めたものであって、本来の運送の区域の考え方を改めたものではないため、運送者等に誤解を生じ、不適切な運送が行われることのないよう、広く運送者からの相談に応じる等、適切に対処されたい。

○ 特例としての運送が認められる事例

- ・ A市に運送の区域を有する運送者が、A市に居住する旅客を、日常的に、自宅からB市へ運送していたが、当該旅客がB市の病院に入院し、B市の病院からC市の病院に転院する場合の当該転院に係る運送。
- ・ A市に運送の区域を有する運送者が、近隣のB市に居住する旅客を、日常的に、自宅からA市に運送していたが、当該旅客がC市に引越す場合の当該引越に係る運送。
- ・ A市に運送の区域を有する運送者が、B市に居住する旅客を、日常的に、自宅からA市の施設へ運送し、A市からC市の施設を経由して自宅へ運送していたが、A市の施設が休業の日に、B市の自宅からC市の施設へ移動する場合の運送。
- ・ A市に運送の区域を有する運送者が、B市に居住する旅客を、A市を発地又は着地として運送した回数は少なくとも、当該旅客が反復継続性なくB市からC市に移動する場合の運送。
- ・ A市に運送の区域を有する運送者が、会員である旅客をこれまでA市を発地又は着地として運送してきたが、当該旅客が一時的又は緊急的にB市に移動し、その後、B市からC市に一時的又は緊急的に移動する場合の運送。

【参 考】

○ 特例としての運送が認められない事例

- ・ A市に運送の区域を有する運送者が、A市に居住する旅客を、自宅からB市へ運送していたが、当該旅客がB市に引越した後、B市内の運送など、A市以外へ運送する場合。
- ・ A市に運送の区域を有する運送者が、それまでの運送の実績に拘わらず、特段の事情がなく、B市からC市に運送する場合。